

## 香川県漁業士の認定

平成 30 年 3 月

### 1 香川県漁業士認定の趣旨

優れた漁業青年の養成、中核的漁業者の選出を行い、適格者として認められる者を香川県青年漁業士、香川県指導漁業士（以下、指導漁業士、青年漁業士）として認定し、地域漁村のリーダーとしての役割を助長し、活力ある漁村社会の形成を推進させる（香川県漁業士認定要綱（以下、認定要綱）第 1）。

本日現在、青年漁業士は 19 名、指導漁業士は 102 名（うち女性 16 名）となっている。

### 2 認定候補の選考審査

香川県漁業士について、県下の漁業協同組合、関係市町へ候補者の選出を依頼したところ、指導漁業士 4 名の候補者について、認定要綱第 5 に基づく認定証交付申請書、身上調書及び推薦書の提出があった。

この 4 名の候補者の選考審査について、認定要綱第 6 の規定に基づき、香川県水産審議会に対し、知事から諮問があった。

### 3 認定及び認定証の授与

本日の選考審査結果を 3 月 23 日（金）に開催される香川県水産審議会へ報告し、審議会において承認が得られれば、指導漁業士として認定し、認定証を交付する。

認定証交付式は、4 月 12 日（木）を予定している。

29水産第62900号

平成30年2月16日

香川県水産審議会

会長 嶋野勝路様

香川県知事 浜田恵造



香川県漁業士認定候補者の選考について（諮問）

このことについて、別紙のとおり申請及び推薦がありましたので、香川県漁業士認定要綱第6の規定に基づき、認定候補者の選考について諮問します。